前月号で、安倍内閣が 2013 年からすすめている生活保護費引き下げ額は、年間 1 世帯当たり 9 万円と書きました。すでに、10 月から生活保護費が下げられ、筆者のところにも、月額８２３円の「しんぶん」を止めたとの連絡がありました。

全国１万人「審査請求」運動開始！

「生活保護バッシング」を利用し、生活保護費引き下げ

生活保護は国民の医療・介護・年金などの社会保障や、最低賃金・非課税基準など最低生活の基準です。

生活保護費の引き下げは、社会保障を一気に引き下げる国民全体への攻撃です。

生活保護利用者全員が不正をしているかのようなバッシング(攻撃)が強まっています。

政府は、バッシングがあるため、生活保護利用者自身が、引き下げ反対の声を上げることを自制すると考えています。バッシングを利用しているのです。

しかし、北九州市での不正受給は金額で 0.5%です。ほとんどの生活保護利用者はつつましく、なるべくお金を使わないように外出も控えながら暮らしています。

引き下げを許せば、生活保護利用者の生活が成り立ちません。社会保障が壊されます。憲法がないがしろにされます。

そこで、生健会などは、生活保護基準の引き下げに対する１万人の「審査請求」運動を全国で始めます。生活保護を利用しているあなたも是非参加して下さい。

生活保護の捕捉率と生活保護利用率の国際比較(％)

項目	日本	韓国	フランス	イギリス	ドイツ
捕捉率	10.8	23.2	139.4	61.8	100
生活保護利用率	1.7	3.2	10.8	6.7	9.5

※この表での「捕捉率」は、生活保護利用率÷相対的貧困率

※生活保護問題対策全国会議編「生活保護法」から「生活保障法」へより作成

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

えっへーふーん 消費税10％は、貧乏人の敵だ！ 引き上げ阻止に 声をあげよう

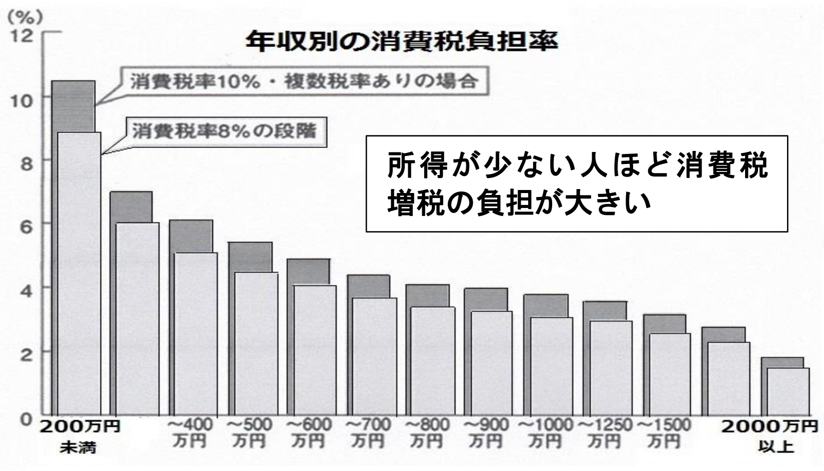

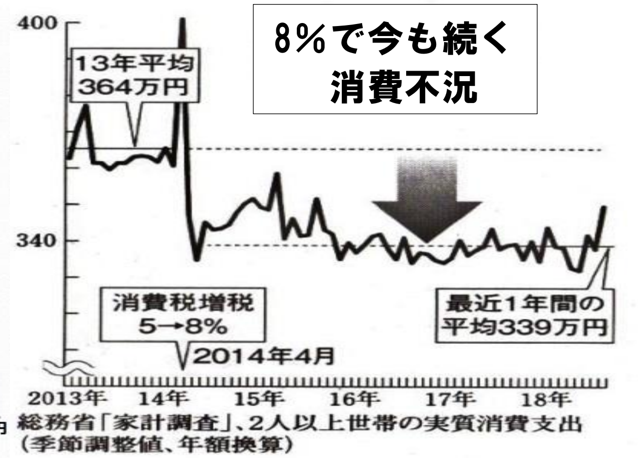

「ガソリン税にも、たばこ税にも消費税。税金にまで消費税をかけるなんて」

マレーシアでは、消費税廃止を掲げたマハティール首相が勝利し、6%の消費税を 6 月から廃止しました。政治を変えて、暮らしと福祉を守りましょう。

「審査請求」ってなんですか？

左の１万人審査請求の記事もその一例です。生活保護費の引き下げを決めた行政に対して県知事に不服請求を行います。その裁決に不服がある場合は、法律を所管する大臣に「再審査請求」を行うことができます。

請求は「処分があった日の翌日から起算して 3 か月以内」に行います。行政不服審査法は第 1 条で「簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図る」と定め、「行政の適切な運営を確保することを目的」にしています。不服申立は、国民が行政をただしていく力になる点でも大切な制度です。

裁判所に訴えを起こす行政訴訟に比べて、時間と経費がかからず利用しやすくなっています。国民の「争う権利」を保障する制度です。

小倉生健会も、法 63 条の返還について審査請求を県知事宛に行って争っています。

生活保護・保育所入所・児童扶養手当など、申立先の多くは県ですが、国民年金の給付や保険料は社会保険審査会、国保の給付や保険料は県国保審査会、国税は国税不服審判所長となっています。

国が国に「審査請求」の茶番（辺野古埋立承認撤回では）

沖縄の辺野古埋め立て強行に沖縄県が行った「承認撤回」に対して、沖縄防衛局が国土交通省に「審査請求」を行い、国交大臣は「承認撤回」の執行停止を決定しました。

不服審査法は「行政庁の違法または不当な処分、その他公権力の行使に当たる行為に関し「国民の権利利益の救済を図る」とし、行政が不当なことをした時に国民を救済するための国民の権利です。沖縄県民の意思を踏みにじるために、政府が政府に対して行う制度ではありません。